

離婚規則 2002年

カナダ・アルバータ州

村 井 衡 平

第561条1 “定義”。本稿において

- (a) “法律”とは、離婚法（カナダ）カナダ修正法、1985年。第3章（第2修正）を意味する。
- (b) “離婚手続”とは、本法の下での離婚手続を意味する。
- (c) “前法”とは、1970年。D-8章を意味する。
- (d) [廃止]
- (e) “1時的命令”とは、法曹のもとで作成された1時的命令を意味する。
 - (i) 離婚手続に従った離婚、および
 - (ii) 離婚の請求の陳述
 - (A) 離婚手続に従った離婚、および
 - (B) 夫婦財産手続に従った救済。
- (f) “変更命令”とは、本法のもとでなされた変更命令を意味する。

第562条 総則の適用 (1) 本法は、離婚法および離婚法のもとの手続からの控訴に適用する。

第562条1 形式。別の規定のない限り、本編における形式に従うことは、形式Bの定めに従うことを意味する。

第562条2 以前の規則、1965年の離婚法が発効する直前に効力を有した規則は、前法の下で開始された離婚の手続に引続いて適用されるものとする。

第563条 開始。(1) 離婚手続は型式1に従って整備された離婚請求の陳述が事務官によってなされることにより、開始されるものとする。

(2) 第1項の規定にかかわらず、手続は離婚手続および夫婦財産の手続のもと

に、形式2に従って整備された離婚および夫婦財産分割の請求に従って開始されることができる。

(3) 請求の供述書は第2項に従って発行されないものとする。ただし、離婚手続のもとでの救済の請求が、夫婦財産手続のもとでの救済とは別個にのべられているときは、この限りでない。

(4) 他の命令がなされない限り、原告の配偶者は本法のもとでなされる手続のもとでの唯一の被告とされる。

第563条1 (廃止)

第564条 被告への送達。(1) 別の方法による命令のない限り、被告への請求および通知に添付され、または付加された覚書が被告に個人的に手渡されるものとする。

(2) 被告へのクレームおよび覚書を手渡すことは、原告以外の人によってなされるものとする。

(3) クレームおよび覚書を被告に手渡した証拠は、手渡しを要求した当事者が裁判所を満足させる方法で行われるものとする。

第565条 通知・抗弁の陳述または反対請求。(1) 被告が請求の陳述に反対することを望むとき、被告は書記官に型式3に従って整備した陳述書を提出するものとする。

(2) 被告がクレームの陳述書でのべられる救済に反対することを望むとき、被告は書記官に型式4または5に従って準備した抗弁書および訴状を提出するものとする。

(2・1) 被告が救済を求め、しかも罪の陳述の中でべられる救済にしないとき、被告は書記官に申し入れをし、かつ、型式7および8に従って準備された通知の要求および反対請求を提出するものとする。

(3) 被告が審理についてなんらかの通知をうけることを望むが、しかし離婚またはなんらかの救済には反対しないとき、型式6に従って整備された通知の送達を請求することができる。

第565条1 防禦・反対請求の伝達。(1) 防禦・反対請求または通知の請求は、

(a) 原告に対し、または

(b) 記録上のソリシターが存在するときは、原告ではなく、原告のソリ

シターに送達される。

(2) 抗弁、反訴または反対請求の陳述は、ファイルされ、送達されるものとする。

(a) 請求の陳述がアルバータ内に15日以内に送達され

(b) 請求の陳述がアルバータ以外のカナダのどこかに40日以内に送達されるか、

(c) (a)または(b)のいずれによっても引用されなかった。

(3) 請求の陳述が離婚手続のためのみになされる場合、請求の陳述がカナダ以外において送達されるときにのみ、要求される。

(4) 請求の陳述が訴訟手続および夫婦財産手続の双方でなされるとき、域外サービスの命令は、請求の陳述がアルバータ以外で送達されるときにのみ、要求される。

(5) 離婚手続および夫婦財産手続を含む単一の請求がアルバータ以外のカナダのどこかで送達されるとき、抗弁の陳述・通知の請求またはこれらの手続の双方または一方に関する反訴を含むなんらかの訴は、請求の陳述の日から40日以内にファイルされ、かつ、送達されるものとする。

第566条 延 期。(1) もし何か口頭の証言を聞く前に、法律の第10(2)条のもとで、離婚手続の延期を判事が許可するとき、法律の第10(3)条のもとで離婚手続の回復を申請する申請は、延期が許可された地を管理する判事になされることができる。

(1.1) 細則(1)にかかわらず、申立がなされたとき、延期が許可されたところを司会する判事がいないとき、電話による命令は、請求の陳述がアルバータ以外で送達されるときにのみ、要求されることができる。

(2) 判事がなにか口頭の宣言を聞いたのち、法律第10(2)条のもとで、離婚手続の延期を許可するとき、第10(3)のもとで、離婚手続の回復の申請は、延期を許可した判事になされるものとする。

(3) 細則(2)にかかわらず、第(2)項に引用した許可を与えた判事が第(2)項のもので申立を聞くことができないとき、申立は他の判事になされるであろう。

第567条 女王陛下の代訴人。(1) 裁判所がそれを適当と考えるとき、女王陛下の代訴人は離婚手続にアドバイスし、

(a) 離婚手続は裁判所がベストと考える時期まで延期し、

- (b) 書記官は直ちに女王陛下の代訴人に
 - (i) 離婚手續およびその身分を通知し、
 - (ii) かかる通知をする裁判所の理由および
 - (iii) 裁判所によって離婚手續において引用されたなんらかの証拠が教えられ、さらに
- (c) 離婚手續の当事者の1人以上が女王陛下の代訴人に
 - (i) 訴状のコピーおよび
 - (ii) もし発表要求手續（ディスカバリー）が命じられたならば、その手續のコピーを手渡すことになる。
- (2) 女王陛下の代訴人に通知が与えられるとき、彼は
 - (a) 裁判所の面前に出頭し、かつ、
 - (b) 法務長官の指示に従い、彼の仲裁付託書を作成し、かつ、裁判所の許可に従い、離婚手續に参加する。

第567条 1 女王陛下の代訴人による申立。(1) 離婚を許可する判決が言渡される以前に、いつでも、女王陛下の代訴人は、法務長官の指示により、裁判所に、なにゆえに離婚が効力を生じるべきでないのか、その理由を示す目的で介入するのを許可するよう、要求することができる。

(2) 裁判所が介入を許可するとき、女王陛下の代訴人に関する出廷と手続に関する指図を与えるものとする。

第568条 当事者または弁護士の出廷しない離婚、(1) この規則において、“反訴”とは、

- (a) 離婚に対する抗弁および反訴提起の陳述、
- (b) 離婚および夫婦財産の分割に対する抗弁および反訴抗弁、
- (c) 離婚の請求および反訴請求、
- (d) 離婚および夫婦財産の分割請求。

(1・1) 規則第565の下で、いかなる通知請求または抗弁の陳述もなかったとき、規則第565・1のもとで、原審は

- (a) 規則第142に従って欠席の被告に通知し、かつ、
- (b) 請求の陳述の中でのべられた付随的救済を伴う離婚判決を適用するか、または救済もしくは被告のソリシターにより、下記を書記官に提出する。
 - (i) 離婚の請求一型式に従って準備された一口頭の審理なく、判決が

与えられることを要求する。

- (ii) 規則第569条に従って準備された宣誓供述書、
- (iii) できれば、適切な型式に従って準備された判決および命令の5通のコピー、
- (iv) 一方当事者にソリシターがない場合に、規則第569条のもとでファイルされた宣誓供述書で最後に知れている該当事者の住所。

(2) 一方当事者が

- (a) 供述書、請求書または答弁書、もしくは
- (b) 反訴請求書

を個人的にまたは当事者のソリシターによって提出するとき、本規則のもとで離婚手続の請求に同意することになる。

(3) 第1項の(1・1)(b)および(2)に引用された当事者の個人的な同意には、執行の宣誓供述書が伴うべきである。

(4) 責任者が

- (a) 第(1・1)項、(b)(i)に引用された離婚請求および第(1・1)(b)(ii)に引用された宣誓供述書を受理し、かつ、
- (b) (a)項に引用した書面がこれらの規則および裁判所の慣行の要求を満足させると判断するとき、

書記官はこれらの書面を裁判官の考慮を求めてその面前におき、判事はこれらの書面を考慮し、下記のどれか1つ以上を行うことができる。

- (c) どちらの当事者に権利があるかを考慮し、
- (d) 当事者または当事者のためのソリシターに会合への出席を命じ、
- (e) さらなる証拠が提出されるよう命じ、
- (f) 原告または被告に、反訴により、事件を口頭の証拠による審理へと導く。

(5) 両当事者が共通の救済について合意または同意するが、しかし反訴請求の陳述の中に共通の救済の請求がないとき、判事はこの救済を与えることができる。

(6) 被告または原告が反対請求に対して争い、

- (a) 通知の請求、防禦の供述または反訴の提出、および
- (b) この規則の下で処理される訴訟手続を要求するのに同意しないとき、

反訴を開始した原告または被告は、事件がこの規則の下で処理されるよう請求することができる。

(7) 細則(6)のもとで申立を審理する事務室の判事は、

- (a) 反訴を開始した原告または被告に、口頭の証拠によって審理に入るよう命じるか、または
- (b) 細則(1・1)のもとで反訴を開始した原告または被告が、被告または原告にさらなる通知をすることなく、場合に応じて反訴には応訴することができる。

第569条 宣誓口述書の内容—第568条の下で要求される宣誓口述書は、規則15に従って準備されるものとし、かつ、

- (a) 離婚手続における当事者を明記し、
- (b) 被告または反訴被告の最後に知れた住所を明確にし、
- (c) 婚姻の証人となり、かつ、
 - (i) 婚姻証明書の認証されたコピーを宣誓口述書の認定とされたコピーとしてはりつけるか、または
 - (ii) 婚姻証明書の認証とされたコピーを入手できないときは、厳しゅうな型式により、婚姻を立証するものとする。
- (d) 宣誓供述書の日付の直前の少なくとも1年間、夫婦の一方は州内の通常の住所にいたことを立証し、
- (e) 離婚原因を立証し、
- (f) 共謀を否認し、
- (g) もし離婚原因が法律の第8条(2)(b)にのべられたことであれば、宥恕または承認を否認し、
- (h) 子どもの世話および扶養のための詳細な準備をのべ、
- (i) 法律によって定められた婚姻による子どもがあれば、両親の財政状況を詳しくのべ、
- (j) 和解の可能性を否定し、
- (k) 待機期間を撤回する申立がなされるとも、撤回を正当とする事情をのべ、
- (l) 請求書の陳述が正確であり、真実であることを宣誓する。

第570条 判事は本章のもとで、第568条(4)(b)の(c)および(d)に含まれる権限を行

使することのみによって、捕えられることはない。

第570条 1 離婚判決の郵送。(1) 離婚判決が言渡され、かつ、登録されるとき、書記官は離婚判決のコピーを、第568条(2)のもとで原告によって提供された封筒を用いて、各人に郵送するものとする。

第571条 離婚の証明書。(1) 離婚判決が効力を生じたのち、誰れでも型式第13に従って準備された離婚証明書を請求することができる。

(2) 離婚証明書の請求が提出され、書記官が離婚判決に対して控訴が提起されていないと満足するとき、書記官は型式14に準備された離婚証明書を発行するものとする。

(3) すべての離婚証明書は、そこで離婚手続が開始された書記官の事務室において、直ちに記入される。

第572条 中央離婚登記所、離婚手続が開始された裁判所の書記官は、

- (a) 本法の下での規則によって要求される型式を完成し、かつ、
- (b) オタワにある離婚登記所に、(a)項に参照された手続に従い提出するものとする。

第573条 関連する中間的な仮の救済の申立。準備手続における中間的・仮の救済の申立は、

- (a) 型式9に従って準備された中間的な救済の概念および
- (b) 追加的な宣誓口述書

を書記官に提出することによって開始される。

第574条 1 他の裁判所による命令。(1) 他の裁判所によってなされた補充的救済の変更、取消または延期の申立は、書記官に、

- (a) 型式10に従って準備された独創的な申立、
- (b) 補足的な宣誓口述書および
- (c) 当初の離婚申立書およびその手続に救済の概念および
- (d) 追加的な宣誓的口述書

を書記官に提出することによって開始される。

第574条 離婚判決後の容易な救済。(1) 裁判所が離婚判決を言渡したとき、命令の変更、取消または延期のため、追加的救済は書記官に

- (a) 型式9に従って準備された仮の救済の申立、および
- (b) 補足的な宣誓供述書

を提出することによって開始される。

第574条 1 他の裁判所による命令。(1) 他の裁判所によってなされた補充的救済の変更, 取消または延期の申立は, 書記官に

- (a) 型式10に従って準備された独創的な申立,
- (b) 補足的な宣誓口述書, および
- (c) 当初の離婚申立書およびその手続に関してなされたすべての関連する救済命令のコピー。

(2) 第(1)項に引用された申立を支持する宣誓口述書には

- (a) 当事者の現在の夫婦の身分,
- (b) 当事者の居住地,
- (c) 扶養家族の年齢・性および居住地,
- (d) 現在の監護および面接の取り決めおよびこれらの取り決めについて何か提案されている変更,
- (e) 現在の扶養準備およびこれらに関して提案されている変更内容,
- (f) 以前の扶養命令のもとでの残額,
- (g) 申立の支持に含まれる手続の変更の詳細な内容。

(3) 第1項(2)に引用された創作的な概念は, 訴えの審理のために設けられた日付の少なくとも15日以前に, 被告に送達されるものとする。

第575条 変更命令, 裁判所が他の裁判所でなされた扶養命令または監護命令を変更する州命令以外の変更命令をするとき, 書記官は法律の第17条(1)のもとで, 変更命令の認証されたコピーを, 当初の命令を変更したどこかの裁判所へ送付する。

第575条 1 救済命令の型式。裁判所が

- (a) 口頭の証拠を聞くことなしに離婚判決を与えるとき, 判決および命令は, 型式第17に従って準備されている型式に合致しているか,
- (b) 付随的な救済のための命令, 命令は型式第18に従って準備されるか, または
- (c) 変更命令, 命令は型式19に従っている。

第576条 仮り命令。(1) 仮りの命令の申立は申立人が被告の同一性, 定住地, 収入, 財産および被告の責任に関する利用できる情報を伴うものとする。

(2) 裁判所が州の命令を出し, 命令が書記官にファイルされるとき, 裁判所の

ために法務長官に転送するものとする。

- (a) 本法の第18条(3)の下で転送が要求される資料。
- (b) (a)項に引用した物には含まれていないが、州命令の適用を支持するある物のコピー、および
- (c) 本法の第18条(3)(a)のもとで要求される情報に加えて利用できるとき、被告の責任追求の陳述。

(3) 本法の第18条(5)のもとで、州の命令が裁判所の背後に押しやられるとき、書記官は申立人に対し、さらなる証拠を必要とする旨を通知する。

(4) 本法の第18条(1)のもとでさらなる証拠が受理されるとき、書記官は第18条(6)のもとで、裁判所の利益のために要求されるか、許可された証拠および書面を裁判所に返送するものとする。

第577条 確認のための審理。(1) 裁判所が確認のための州命令をうけるととき、書記官は

- (a) 被告に、裁判所から受理し、州命令を形成した書面のコピーおよび
- (b) 原告、被告の双方に型式11に従って常備された確認審理の通知

を送達する。

(2) 別の命令がなされる場合を除いて、書記官は普通郵便により、申立人に

- (a) さらなる証拠を提出すべき旨の通知
および
- (b) 確認の審理の通知

を普通郵便で送達するものとする。

(3) 他の方法を命じたときは別として、書記官は被告に個人的に

- (a) 確認審理の通知、および
- (b) 第19条(2)のもとで送付すべく要求されている第18条(3)に引用された書面

を送付するものとする。

(4) 裁判所が法律の第19条(7)のもとの命令を発するとき、書記官は裁判所のために、第19条(2)に従って、

- (a) 命令のコピー、および
- (b) 裁判所が州の命令を変更または拒否するとき、そうすることについての理由

を法務長官および法律の第19条(12)のもとで、命令のコピーを受け取る権利のある裁判所に、送付するものとする。

(5) 裁判所が法律の第19条(7)のもとで、州の命令を容認または変更する命令をするとき、書記官は、裁判所の利益のために、法律第19条(12)(b)に従って、裁判所内に命令をファイルするものとする。

第577条A [廃止]

第577条1 他の裁判所の命令および手続。

—(1) 法律が第15条、第16条、第17条または第19条(a)のもとで作成されるとき、命令の登録が女王座裁判所の書記官の誰れかによってファイルされることにより、裁判所の命令として効力を生じる。

(2) 手続が他の裁判所より移送された場合に、移送は書記官によってすべての手続の認証されたコピーをファイルし、かつ、移送の手続は、あたかも手続がこれらの規則のもとで開始されたかのように進められる。

第577条2 費用の保証。裁判所はいつでも、請求の宣言が送達されたのち、かつ、もし時と共に必要となるとき、他の当事者の費用を保証するため、それが適切と考えるなんらかの支払いを命じることができる。

第577条3 上訴、第39条の規定にかかわらず、

(a) 離婚をみとめる判決に対する控訴、または離婚が効力を生じた日以後に離婚を認める判決は行われないし、また

(b) 控訴裁判所またはその判事による期間の経過に従い、離婚手続において命令が発せられた日より30日以上期間、命令に対する控訴は行われない。